

令和 8 年度 随意契約の発注見通し等

契約の名称（業務名・物品名） 山形市コミュニティサイクルバッテリー交換業務

1 発注見通し及び契約締結前情報（山形市契約規則第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号）

業務（物品）の内容	山形市コミュニティサイクル「ベニチャリ」の電動アシスト自転車のバッテリー交換業務
履行期間 （納入期限）	令和 8 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
契約の相手方の選定基準 及び 決定方法等	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による障がい者就労施設であること。 徴収した見積書が、予定価格の範囲内であること。

2 契約締結後情報（山形市契約規則第 3 条第 2 項第 3 号）

契約の相手方	V i v a W a v e 株式会社
契約締結日	令和 8 年 7 月 1 日
選定の理由	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による障がい者就労施設であるため。 見積金額が予定価格内であり、見積内容が適正と認められるため。
契約額（税込）	(1) 業務従事時間 1 時間当たりの人件費単価 金 2, 0 0 0 円 (2) フル充電 1 回当たりのバッテリー充電料金単価 金 1 2 円 (3) 車両走行距離 1 k m 当たりの燃料費単価 金 1 2 円